

防衛大人権侵害裁判を支援する会

支援する会ニュース 第13号

2018.12.19

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第17回口頭弁論／被告・教官の証人尋問

第17回口頭弁論は11月16日（金）、13時10分より福岡地裁301号大法廷で開かれ、教官1人の尋問が行われました。傍聴者は77人の参加でした。終了後、「六本松キリスト福音教会」で報告会が開催されました。被告・個人の裁判は10月19日（金）、準備書面の陳述と最後の証拠調べにて終結しました。

■報告会



報告会は支援する会の末永節子さんの司会で進められました。最初に、石村善治代表の挨拶を受けた後、井下顕弁護士から証人尋問の報告、赤松秀岳弁護士から今後の課題について提起を受け、全体論議へと移りました。会場から原告のお母さんからの訴えを含め4名の方より、活動報告、問題提起がありました。貴重なご意見ありがとうございました。

◆第17回口頭弁論報告（教官1人） ＜弁護団／井下顕弁護士＞

●平和や民主主義の理念に沿うような指導が果たしてあり得るものか

皆さん今日はありがとうございました。この問題を考えて行きますと、防衛大の世界というのは、防衛大独自のルールであり、価値観であり、それらは

私たちの平和と民主主義の文化とはまったく異質のものなんだという事を強く感じます。今日、裁判官が最後に色んな質問をしていました。かなり突っ込んだ質問もあり、指導はどうあるべきなのかと質問をしていましたけれども、防衛大という自衛隊の組織の中で幹部候補生を育て上げていく、そういう実力機関の中で、果たしてまともな指導といますか、平和や民主主義の理念に沿うような指導が果たしてあり得るものか、機能するののかというのは甚だ疑問です。しかし、実際は、現に今でも被害を受ける人が沢山いるわけですから、そこを何とかしないといけないわけです。

●全く認識すら共有されていない

私がN教官に示した文章の中で、指導は集団的にしなさい、集団的指導をする中で、ちゃんと安全管理するものにしなさい、というものが出てきます。



おそらく、防衛大でも度重なる不祥事の中で、実はある程度踏み込んで制度設計をやろうとしていたのではないかと思うのです。しかし、N教官はまったく把握していなかった。知らなかったのですね。N教官が安全管理という言葉聞いて、即座に棒倒しの安全管理と言いましたが、そんなの当

たり前に決まっているんですね。そんな話なんてしていないんですよ。裁判官もそれに気づいていたと思いますが、まあ、これぐらいの認識なんだなあと、ちょっと寂しい思いがしました。しかも、N教官が涙ながらに訴えていたのは、私の指導が足らなかった、もっと心に響く指導をしていれば良かった。

精神論ですよ。どれだけ精神論をぶったって何も変わらないんだと思います。やはり客観的にそういう暴力やいじめが発生しない仕組みをつくっていかねばならない、それでは、一体どうやってつくっていくのかということが求められているんですが、全く認識すら共有されていない。

●良い判決をいかにして裁判官に書かせるか

実際は、学生間指導が禁止されていた時期があるんです。本当はその学生間指導がなぜ禁止されていたのかということ、最終的な準備書面でも考えてしっかりと打ち出していかねばならぬだろうと思います。

原告のお母さんが、尋問が終わった後、N教官を追いかけて行かれて、N教官を捕まえて、「どうやったらこういういじめや被害がなくなる防衛大学校になるのか一緒に考えて行きましょう。」と言うことを訴えられたそうです。お母さんはずっとその姿勢なんです。凄いなあと率直に思います。私が親だったら、そういう、建設的な提案を憎い相手にできるかなあとと思うと、私はその自信がありません。徹底してやっつけてしまえと思うかもしれません。

N教官のレベルもそうですけれども、今まで尋問してきた教官のレベルもそうでした。皆さんが、あるべき防衛大学校の姿というのを想定されているのか、私はそういうことは考えられないので、こういうのはなくしてしまうしかないなあとという風にしか思わないんです。しかし、一方で被害を受ける学生たちが、日々発生している中で、それを少しでも食い止めるために良い判決をかかせなければならない。もちろん私たちが、勝利するのが前提なんですけれども、もっとこういう指導のあり方があるべきだという内容の良い判決をいかにして裁判官に書かせるか、ということが求められているかだと思います。

●お母さんの尋問は絶対不可欠だと思います

年をまたぎますけれども、来年1月、2名の教官の尋問が終わりますと、その後、原告、それから原告の

お母さんの尋問を考えています。裁判官は、お母さんの電話聴き取りの「反訳書」があるから尋問は必要なのではないかとポロツと言いましたけれども。「反訳書」だけではお母さんやお父さんが求めている思いは伝わらないと思います。ですから、そうしたご両親の本当の思いを裁判所に分かってもらうためにはお母さんの尋問は絶対不可欠だと思います。

●最初に真実に到達しているのはやはり当事者の方々なんだ

私も電話で「反訳書」を全部聞いたのですが、ご両親は、教官に電話で訴えた一番最初から、何が必要なのか、というのを一番分かっておられたと思います。この裁判で、私たち代理人がようやく、たぐり寄せつつある「こうあるべきだ」というのを実はお父さん、お母さんは最初から分かっていたんです。それは凄いことだと思います。それは何よりも、愛する我が子を、本当に一歩間違えば死の淵に追いやられていたかもしれない防衛大の中で今何をしなければならぬのか、そういう切羽詰まった状況のなかで、一番最初から教官に一つ一つ提起されている。その問題提起の一つ一つが、この裁判のテーマなんです。私いまさらながら気づきました。もっとも、それが弁護士として、実務法律家の限界なのかもしれません。実際に生の事件が目の前にあって、それを裁判の訴状に構成して、裁判を続けていく中で、次第に真実によくたどりつく、そういう意味では、最初に真実に到達しているのはやはり当事者の方々なんだと思います。身が引き締まる思いがします。これからも一緒に頑張りたいと思います。

<弁護士／赤松秀岳弁護士>

●これまで4000筆を超える要請書を提出

まず報告すべきは、今日午前中、裁判が始まる前に原告本人とお母さんと、それからたんぽぽの会のメンバーと我々弁護士で2、200人を超える署名を提出しました。前回も提出されていますので、もう4、000人を

■第18回口頭弁論（防衛大教官の尋問）

*日時—2019年1月17日(木)13時10分～

*法廷—福岡地裁101号

*内容—防衛大教官2名の尋問

*報告会—六本松キリスト福音教会（予定）

超えています。これを裁判所に提出してきました。

●原告の安全を配慮するそのような責任がある

今日の裁判ですけれども、先ほど井下先生から報告されましたけれども、我々が求めているものは、例えば、Kとか、H、Kとか、そういう人たちの原告に対する加害行為の監督責任ではないんです。それではなくて原告の立場に立って、原告の心身が疲れ、防衛大内に居場所がなくなってたえられないくらいの負荷で、そして本当に居場所がなくなっていく。原告の立場から防衛大が寄り添わなかったことの責任、その安全配



慮義務違反です。防衛大には、原告の安全を配慮するそのような責任がある。特にお母さんの防衛大に対する通報以来、防衛大にはそのような義務を怠ってしまった。いまこういう枠組みで教官の尋問をしています。尋問が進むにつれて、私も段々その枠組みが明らかになってきて、今日冒頭で石村先生の話があったん

ですけれども、言ってみれば兵士の権利、先生がおっしゃられた兵士が人間として、個人として扱われる権利、同じ事をもしかしたら我々も考えているのかなと思います。

●原告本人とお母さんの尋問を必ず実現させて、勝訴判決をめざす

まだ予断は許しません。楽観できないし努力して行かなければなりません。けれども今日の裁判官の質問はどちらかと言うと、この我々の枠組みを理解し始めている。そのような安全配慮義務違反の不履行があった事実を認定するかどうか、そのことは別なんですけど、少なくとも我々の主張の枠組みを裁判所が理解し始めている。今日はそれを思いました。

このあたりがいま頑張りどころだと思いますので、1月の尋問、それから原告本人とお母さんの尋問を必ず実現させて、そうして勝訴判決をめざしていきたいと思います。今後も皆さん方と歩んでいきたいと思いますので、ご支援よろしくお願ひします。

(※弁護団報告の見出しは事務局で付けました)

「防衛大学校における暴力、いじめ・虐待に対する厳正な判決を求める要請書」署名のとりくみ

「たんぼぼ」が取り組んでいます標記の「厳正な判決を求める要請書」の署名を「防衛大人権侵害裁判を支援する会」でも下記要領でとりくみます。裁判の意義をより広めて行くためにもご協力お願いします。

- 1、署名—防衛大学校における暴力、いじめ・虐待に対する厳正な判決を求める要請書
- 2、署名提出先—福岡地方裁判所民事部第2部 裁判長 足立正佳
- 3、署名用紙—フェイスブックからダウンロードして下さい。
- 4、集約期日—第1次年内／第二次を2月末日／3月以降も状況もみてとりくむ。
- 5、集約先—平和フォーラム

<事務所>〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階

防衛大人権侵害裁判を支援する会

※支援する会として、2019年1月17日(木)第18回口頭弁論の日に裁判所に提出します。

◆財政支援カンパ

*郵便振替 一口1,000円(何口でも可)

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会

口座/01750-5-145369

*労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会

事務局長 前海満広

口座/九州労働金庫福岡県庁前支店

6725504

● 裁判・報告会

裁判期日	開催日時	法 廷	報告会	備 考
第1回	2016年5月23日(月)	地裁303号法廷	リーガルウ	
第2回	2016年7月11日(月)	地裁303号法廷	リーガルウ	
第3回	2016年10月4日(火)	地裁303号法廷	市民セ	結成総会
第4回	2016年12月6日(火)	地裁303号法廷	みくに	
第5回	2017年3月6日(月)	地裁301号法廷	市民セ	
第6回	2017年6月19日(月)	地裁301号法廷	市民セ	
第7回	2017年9月4日(月)	地裁301号法廷	みくに	
第8回	2017年10月16日(月)	地裁301号法廷	九州キリスト教	第2回総会
第9回	2017年12月11日(月)	地裁301号法廷	キリスト教中	
第10回	2018年2月20日(火)	新館1号法廷	みくに	
第11回	2018年4月25日(火)	地裁108号法廷	—	
第12回	2018年4月26日(水)	新館1号法廷	九州キリスト教	
第13回	2018年5月28日(月)	地裁301号法廷	パインビル	
第14回	2018年6月14日(木)	地裁301号法廷	みくに	
第15回	2018年10月19日(金)	地裁101号法廷	—	個人・結審
第16回	2018年10月25日(木)	地裁101号法廷	六本松キリスト福音教会	第3回総会
第17回	2018年11月16日(金)	地裁101号法廷	六本松キリスト福音教会	

● ニュースの発行

準備号	2016年9月10日	7号	2018年1月15日
1号	2016年10月21日	8号	2018年3月15日
2号	2016年12月19日	9号	2018年5月15日
3号	2017年4月3日	10号	2018年6月8日
4号	2017年8月1日	11号	2018年7月13日
5号	2017年10月1日	12号	2018年11月16日
6号	2017年11月24日	13号	2018年12月19日

〈被告・個人の判決言い渡し〉

- ・日時—2019年2月5日(火) 13時10分
 - ・法廷—福岡地裁101号法廷
- ※詳細は別途お知らせします。

facebook

「情報を共有」フェイスブックにアップ!
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索